

愛知県社会保険労務士会 知多支部内規

(目的)

第1条 この内規は、支部規約第21条の規定により、業務運営上必要なものを定めるものである。

(手当)

第2条 支部役員は、支部運営に係る会議等に出席する場合は、手当を受けることができる。

(手当の金額)

第3条 支部運営のための手当は、次項の金額を支払うものとする。

2 支部幹事会等の本会の指定する会議などに出席した場合は、本会謝金支払細則により、本会から手当と交通費を支給する。本会から手当と交通費が支給されない会議等については支部から2,000円の手当を支給する。

3 支部長、副支部長、庶務担当幹事、会計担当幹事及び本会理事に対しては、手当として次項に定める金額を支払うものとする。

4 前項の金額は、支部長は年額80,000円、副支部長、庶務担当幹事及び会計担当幹事 及び本会理事についてはそれぞれ年額40,000円とする。

(弔慰金)

第4条 会員等の死亡についての弔慰金等は、下記のとおりとする。

① 本人死亡のとき

弔慰金 10,000円(本会からの費用弁済10,000円)と供花1対

② 配偶者、子、本人の父母、同居の配偶者の父母

弔慰金 5,000円(本会からの費用弁済5,000円)

(特別措置)

第5条 支部長は、前条に定めた額について特に考慮する必要があると認めた場合は、幹事会の議を経てこれを決定する。

2 会員が本会の会費及び特別会費を滞納している場合は、納入するまでこの内規は適用しない。

3 会員は会員権停止中の場合は、この内規は適用しない。

附 則

(施行期日)

1. 本内規は平成20年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1. 本内規は平成28年4月19日より改正施行する。(弔慰金の見直し)

附 則

(施行期日)

1. 本内規は平成30年4月17日より改正施行する。(第3条 費用弁償の対象者の追加)

附 則

(施行期日)

1. 本内規は令和5年4月1日より改正施行する。(費用弁償の交通費を手当として支払う)

附 則

(施行期日)

1. 本内規は令和6年1月1日より改正施行する。(幹事会等の手当と交通費は本会から支払う)

附 則

(施行期日)

1. 本内規は令和8年4月1日より改正施行する。(本会から手当と交通費が支給されない会議等については2,000円を手当として支払う。本会理事の手当を削除)